

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
保健医療 部	高等看護 学院	平成30年6月29日 (第3015号)	非常勤講師の報酬から源泉徴収する所得税等のうち、平成24年5月から平成30年1月までの徴収額について、誤った金額で徴収し税務署に納付していたことは不適切であった。	<p>還付請求可能な過去5年以内の過誤納金について、税務署への請求手続きを経て、平成30年12月までに対象者への還付手続きを完了した。</p> <p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、報酬の決裁過程において、その年の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)を添付し、複数職員による確認を徹底することとした。</p> <p>また、所属内で源泉徴収事務に係る勉強会を実施し、適正な源泉徴収事務の徹底を図った。</p>
教育局	和光国際 高等学校	平成30年6月29日 (第3015号)	<p>行政財産使用許可に基づく管理費の調定について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 電子複写機の行政財産使用許可に基づく平成29年1、2月分の管理費について、平成29年7月まで調定、納入通知を行わなかった。</p> <p>2 食堂の行政財産使用許可に基づく平成28年5月～平成29年1月分の管理費について、平成29年3月まで調定、納入通知を行わなかった。</p> <p>3 食堂の行政財産使用許可に基づく平成24年4月～平成29年2月分の管理費について、多くの月で誤った金額の調定を行った。</p>	<p>還付及び追徴が可能な過去5年以内の管理費について、平成30年11月までに還付等の手続きを完了した。</p> <p>再発防止のため、学校が独自に作成した「例月処理チェックシート」に基づいて、事務長が担当者の進捗状況を把握しながら事務処理を進めるとともに、例月の自己検査等を活用し、調定手続の遅延がないか確認を徹底することとした。</p> <p>また、決裁過程において、管理費の算出根拠となる請求書、検針表等を添付するとともに、財務課(主務課)作成の「行政財産使用料算定チェックシート」を活用し、行政財産使用料の算定誤りがないか複数職員による確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、財務課では注意喚起に関する以下の取組を行った。</p> <p>1 監査結果を教育局全所属に通知し、管理費の適正な調定事務につい</p>

				<p>て、周知徹底を図った。</p> <p>2 平成 30 年 8 月に開催した「事務長等財務研修」及び同年 11 月に開催した「事務職員等財務研修」において、事例を取り上げるなど重ねて注意喚起を行った。</p>
農林部	寄居林業事務所	平成 30 年 12 月 14 日 (第 3063 号)	平成 30 年 2 月 7 日に発注した印刷物について、仕様書で定めた納入期限が平成 30 年 3 月 23 日であったところ、予算執行について適切な手続きを経ることなく、納入期限を翌年度まで延長して納品させていたことは、会計年度独立の原則に反して不適切であった。	<p>再発防止に向けて次の取組を行った。</p> <p>1 職員への周知徹底</p> <p>再発防止を図るため、監査結果を周知するとともに、「会計年度独立の原則」や適正な契約変更手続きについて、全職員への徹底を図った。</p> <p>2 財務研修等の実施</p> <p>平成 30 年 12 月 7 日の職員会議において、「適正な予算の執行及び財務処理について」の研修を実施し、予算の執行から支払いに至るまでの事務の流れや重要な確認事項を周知するとともに、随意契約の適正な執行のためのチェック体制を再確認させた。</p> <p>副所長、出納員及び分任出納員が農業政策課主催の農林部財務研修（平成 30 年 12 月 26 日）に参加し、財務に関する知識を習得するとともに、定期監査や会計実地検査の事例を教材に誤りの原因や改善ポイントを確認した。</p> <p>また、この研修を踏まえ、再度職場内研修（平成 31 年 1 月 15 日）を開催し、財務処理の基礎を習得させるとともに、再発防止対策を周知徹底した。</p> <p>3 チェックシートの作成</p> <p>出納総務課作成の「随意契約の発注チェックシート」に「履行の確実</p>

				性」のほか、オープンカウンタ方式を活用した場合のチェック項目を独自に追加し、複数職員による確認を徹底することで、履行までの進捗を共有し確実なものとする事とした。
--	--	--	--	--

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成30年12月14日 (第3063号)	平成30年度の道路占用料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過しながら督促状を発行していなかったことは、不適切であった。	再発防止を図るため、監査結果を職員に周知するとともに、新たに滞納整理のためのマニュアルを作成し、担当職員全員に徹底した。 マニュアルでは、納期限を過ぎた場合には督促状送付の可能性を含め迅速に連絡すること、納期限の翌日から起算して40日以内にすべての占有者に対して督促状を発行することなどを定め、歳入手続の適正化を図った。